

株主各位

証券コード 2436
2022年3月14日
東京都中央区築地一丁目13番1号
共同ピーアール株式会社
代表取締役社長 谷 鉄也

第58期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第58期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、後述の「議決権の行使についてのご案内」に従って2022年3月28日（月曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	2022年3月29日（火曜日）午後1時30分（開場 午後1時）
2 場 所	東京都千代田区丸の内三丁目5番1号 東京国際フォーラム ホールD5 (末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)
3 目的事項	報告事項 1. 第58期（2021年1月1日から2021年12月31日まで） 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第58期（2021年1月1日から2021年12月31日まで） 計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 定款一部変更の件 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件 第3号議案 会計監査人変更の件

以 上

新型コロナウイルスによる感染症が流行しておりますので、株主総会へのご出席に際しましては、ご自身の体調をご確認のうえ感染防止にご配慮賜りますようお願い申し上げます。また、株主総会会場において、感染防止のための措置を講じる場合がありますので、ご協力賜りますようお願い申し上げます。何卒ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議決権の行使についてのご案内

(1) 書面による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2022年3月28日（月曜日）午後5時30分までに到着するようご返送ください。

(2) インターネットによる議決権行使の場合

インターネットにより議決権を行使される場合には、2022年3月28日（月曜日）午後5時30分までに行使してください。（議決権行使ウェブサイトアドレス <https://www.web54.net>）

(3) 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットによって複数回数議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

当社ウェブサイト (<https://www.kyodo-pr.co.jp/>)

提供書面

事業報告 (2021年1月1日から2021年12月31日まで)

1 企業集団の現況**(1) 当事業年度の事業の状況****① 事業の経過及び成果**

当連結会計年度における日本経済は、新型コロナウイルス感染症の全世界的蔓延の影響等により、経済活動の停滞が継続し、厳しい状況で推移しました。感染症のワクチンの普及等が進み、徐々に回復しつつありますが、新たな変異株の発生により依然として先行きが不透明な状況が続いております。

このような環境の下、当社は、引き続き新規リテイナー契約及び既存顧客からのオプション＆スポット案件の獲得に注力いたしました。

リテイナー契約においては、新たに国内官公庁・地方自治体・各種団体等を獲得し、リテイナー契約社数が前期と比べ増加したことにより、リテイナーの売上高は、前期を162百万円上回りました。オプション＆スポットにおいては、前期と比べ受注に至るクライアント数が増加し、海外法人の自動車関連クライアントや国内団体のイベント案件や、国内製造業関連クライアントのインフルエンサー案件業務等を受注し、オプション＆スポットの売上高は前期と比べ536百万円増加いたしました。ペイドパブリシティの売上高に関しましては、前期と比べ78百万円減少いたしました。以上の結果から、連結売上高は、前期と比べ619百万円増加し、5,609百万円となりました。

利益面につきましては、売上高の増加に伴い、前期と比べ売上総利益が372百万円増加しました。

以上のことから、当連結会計年度の売上高は5,609百万円（前期比12.4%増）、営業利益381百万円（前期比143.8%増）、経常利益392百万円（前期比159.6%増）、親会社株主に帰属する当期純利益131百万円（前期比943.0%増）となりました。

サービス区分別の状況は以下のとおりであります。

(リテイナー)

当社及び共和ピー・アール株式会社においてはリテイナー契約数の伸張に取り組み、新たにリテイナークライアントを獲得したことにより、リテイナーの売上高は、前連結会計年度比162百万円(7.1%)増加の2,445百万円となりました。

(オプション＆スポット)

当社におけるオンライン記者会見案件の受託の増加や、新規開催のイベント案件受託、株式会社マンハッタンピープルの復調もあり、オプション＆スポットの売上高は、前連結会計年度比536百万円(28.0%)増加の2,451百万円となりました。

(ペイドパブリシティ)

ペイドパブリシティにおける売上高は、前連結会計年度比78百万円（10.0%）減少の712百万円となりました。

連結区分別状況表

サービス区分	売上高	前期比
リテイナー	2,445百万円	7.1%
オプション&スポット	2,451	28.0
ペイドパブリシティ	712	▲10.0

単体区分別状況表

サービス区分	売上高	前期比
リテイナー	2,300百万円	6.9%
オプション&スポット	1,632	25.3
ペイドパブリシティ	712	▲10.0

- (注) 1. 金額は、販売価格によっております。
2. 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中におきましては、本社移転に伴う建物附属設備等について連結総額179百万円の新規設備投資を実施いたしました。

③ 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

2022年1月に株式会社VAZの株式を取得し、子会社となっております。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

(百万円未満切捨て)

区分		第55期 (2018年12月期)	第56期 (2019年12月期)	第57期 (2020年12月期)	第58期 (当連結会計年度) (2021年12月期)
売上高	(百万円)	5,317	5,757	4,990	5,609
経常利益	(百万円)	444	501	151	392
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	366	371	12	131
1株当たり当期純利益	(円)	93.21	93.20	3.19	32.53
総資産	(百万円)	2,623	2,814	3,049	3,544
純資産	(百万円)	1,528	1,901	1,813	1,941
1株当たり純資産額	(円)	381.62	473.85	457.72	467.27

(注) 1. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を第56期連結会計年度から適用しており、第55期に係る総資産については、遡及処理後の数値を記載しております。

2. 当社は、2018年7月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額につきましては、当該株式分割が第55期の期首時点で行われていたと仮定して算定しております。

② 当社の財産及び損益の状況

(百万円未満切捨て)

区分		第55期 (2018年12月期)	第56期 (2019年12月期)	第57期 (2020年12月期)	第58期 (当事業年度) (2021年12月期)
売上高	(百万円)	4,667	4,915	4,247	4,645
経常利益	(百万円)	381	410	124	338
当期純利益または当期純損失 (△)	(百万円)	326	313	△3	115
1株当たり当期純利益または 当期純損失(△)	(円)	83.01	78.51	△0.87	28.47
総資産	(百万円)	2,273	2,298	2,320	2,800
純資産	(百万円)	1,284	1,589	1,492	1,594
1株当たり純資産額	(円)	320.46	395.81	376.17	382.86

(注) 1. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を第56期連結会計年度から適用しており、第55期に係る総資産については、遡及処理後の数値を記載しております。

2. 当社は、2018年7月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額につきましては、当該株式分割が第55期の期首時点で行われていたと仮定して算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
共和ピー・アール株式会社	10百万円	100.0%	P R 事業
株式会社マンハッタンピープル	25百万円	100.0%	P R 事業
株式会社アティカス	4百万円	100.0% (100.0%)	P R 事業

(注) 1. 株式会社アティカスは、株式会社マンハッタンピープルの完全子会社で、当社の孫会社となります。

2. 当社の議決権の所有割合の()内は、間接所有割合で内数であります。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、「我々は情熱と創造性で顧客の課題解決を図り100年のコミュニケーションをつなぐP R エージェンシーである」を経営理念としております。この経営理念の下、中長期的成長を視野に入れ、以下8点を主な経営課題として認識し、迅速に対処してまいります。

① P R コンサルティング業務の強化

国内のP R 業界における市場規模は年々拡大しており、それに伴い顧客のP R の重要性の認識が深まりP R のニーズは多岐にわたっています。このような事業環境の中、顧客の課題解決を図るため、中長期にわたって広報活動を支援、コンサルティングするリテイナーサービスについて、サブスクリプション事業と位置づけ、さらなる強化を図り、顧客から長期的に信頼されるよう、社員の顧客課題解決力、プランニング力などのP R コンサルティング業務の質を向上してまいります。また、リテイナーはコロナ禍における不安定な環境下での経営の安定化を図る上で重要な指標となり、強化をするうえで戦略的、付加価値の高い仕事に注力すべく、業務の効率化、自動化に努めてまいります。

② マーケティングPRの深耕拡大

昨今のPR業界では、既存の「PR」と「広告」の定義を超えるマーケティング分野への対応が急務となっており、顧客の成果につながるPRサービスの提供が求められています。また、企業においては、各メディアへの露出のみならず、自社ブランディング価値を高める重要性が増しております。従来のPR領域にとらわれず拡大、業際化するPR事業全体の流れを踏まえ、顧客に新しい価値を提供できるよう、マーケティングPRやDtoC事業、インフルエンサーマーケティングなど、PRサービスを深耕拡大してまいります。

③ デジタル・コンテンツ・グローバル領域の強化

「デジタル」領域においては、専門部署の拡充や「KPRデジタル」と称した組織横断的な活動を充実し、自社のデジタルサービスである“PR-TODAY”等を通じ、顧客の課題解決につなげてまいります。また、顧客の課題を解決する一手法として、当社がコーディネートするスポーツ、文化などの「コンテンツ」を活用いただくPRサービスを提供してまいります。「グローバル」領域においては、海外提携企業と連携し、外資系企業の日本への進出、新たなサービスを開始する際など、日本国内でのPR活動を重点的に進めてまいります。

④ 優秀な人材の確保と育成

優秀な人材を確保することは当社グループの持続的な成長に必要な不可欠であります。そのために、多様な働き方に対応できる職場環境の改善等の働き方改革、人事考課制度の改革及び採用活動の多様化に努め、人材の確保に注力してまいります。採用については、定期的な新卒採用と共に、優れた専門性のみならず、サービスの多様化に対応すべく異業種からの人材採用も積極的に進めてまいります。

オンライン学習プラットフォームである“デジマナ”等の社内研修や教育制度の強化に注力し、顧客の課題解決を図るために必要な営業力、プランニング力に長けた人材育成に努めてまいります。さらに、マネジメント能力向上も重要な人材育成課題として取り組んでまいります。

⑤ デジタルトランスフォーメーション（DX）への対応強化

当社は、競争力維持及び強化のため、専門部門を設けるなどデジタルトランスフォーメーションへの対応を強化し、社内業務のデジタル化と効率化を推進してまいります。

⑥ M&A、業務提携の推進

当社は、提供する商材やサービスの拡充のため、昨年より複数の企業との連携を図っております。今後も自社で補完することができない技術分野を保有する企業や、事業連携することで顧客へ付加価値を提供できる企業との業務提携やM&Aの検討を進めてまいります。

⑦ コーポレートガバナンス体制の構築

当社の持続的な成長を可能とする企業体質の確立に向けて、コーポレートガバナンスと内部管理体制については継続的な見直しを行い、さらなるコーポレートガバナンス及び内部統制の強化を図ってまいります。

⑧ コンプライアンス及びリスク管理体制の強化

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上のため、コンプライアンス及びリスク管理体制を強化し、企業倫理の一層の強化を図ってまいります。

株主の皆様におかれましては、なお一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容 (2021年12月31日現在)

当社の主な事業はPR事業のみであり、以下のサービス区分別に分類されます。

サービス区分	主要な内容
リテイナー	<p>リテイナーとは、企業等の広報活動を6ヶ月以上の契約をもって支援及びコンサルティングをしていくものであります。</p> <p>具体的な業務内容としては、PR戦略の策定からパブリシティ（記事化）業務、不祥事発生時の危機管理広報対応支援等までとなります。パブリシティの流れとしては、PR素材の特定及び開発の支援、ニュースリリースの作成支援、マスコミ各社の担当記者リストの整備、マスコミ各社への配信・配布とフォローアップ、マスコミからの取材の調整、マスコミでの掲載及び報道の確認、活動報告となります。</p> <p>最近では、インターネットを使った広報活動のほか、IPOやIR（Investor Relations）活動と連動したものでサービスの範囲が広がってきています。</p>
オプション&スポット	<p>オプション&スポットとは、上記リテイナー契約顧客に対する一時的な付加サービスと、リテイナーと同様のサービスを提供するもののその期間が6ヶ月に満たないものをさします。</p> <p>オプションの具体的な業務としては、記者発表会、プレスセミナー、PRIイベント、アンケート・パブリシティ、ホームページや会社案内等の制作、危機管理広報マニュアルの作成、記者会見のシミュレーション・トレーニング等があげられます。スポットとしては、新製品記者発表会等を挟んだ一定期間（2～3ヶ月）のPR活動や、展示会や美術展等のイベントの開催告知目的のPR活動等が主なものであります。</p>
ペイドパブリシティ	<p>パブリシティ業務において、顧客のニーズやPR素材の性質によっては、新聞や雑誌等の特定のページを購入して、顧客の意図する内容を記事形式で掲載していく手法をとる場合があります。</p>

(6) 主要な営業所 (2021年12月31日現在)**① 当社**

本 社	東京都中央区築地一丁目13番1号
台 湾 支 店	台北市中山區松江路209號2F（財団法人中央通社内）

② 子会社

共和ピー・アール株式会社	東京都中央区築地一丁目13番1号
株式会社マンハッタンピープル	東京都中央区築地一丁目13番1号
株式会社アティカス	東京都中央区築地一丁目13番1号

(注) 当社グループは、2021年6月に東京都中央区銀座七丁目2番22号から上記住所に移転をしております。

(7) 使用人の状況 (2021年12月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

セグメントの状況	使用人数 (人)
P R 事業	214 (6)
全社 (管理部門等)	18 (0)
合計	232 (6)

(注) 使用人数は就業員数 (当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。) であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
194 (6) 名	△3 (△4) 名	39.8歳	9.7年

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2021年12月31日現在)

借入先	借入額
株式会社北陸銀行	44百万円
三井住友信託銀行株式会社	94百万円
株式会社りそな銀行	94百万円
株式会社みずほ銀行	66百万円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

重要事項はありません。

2 株式の状況 (2021年12月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 15,120,000株
- (2) 発行済株式の総数 4,323,696株
- (3) 株主数 2,543名
- (4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
株式会社新東通信	1,437千株	35.0%
株式会社テクノグローバル研究所	552	13.4
佐藤 友亮	120	2.9
谷 鉄也	118	2.9
共Pグループ従業員持株会	98	2.4
山本 文彦	82	2.0
モルガン・スタンレーMUF G証券株式会社	74	1.8
上村 巍	67	1.6
鈴木 泰弘	57	1.4
古賀 尚文	49	1.2

- (注) 1. 持株比率は自己株式（211,836株）を控除して計算しております。
 2. 自己株式は上記の大株主から除外しております。
 3. 表示単位未満につきまして、持株数は切り捨て、持株比率は小数点第2位を四捨五入しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

当社は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名に対し、譲渡制限付株式報酬として2021年3月30日付で普通株式16,975株を発行しております。この譲渡制限付株式は2051年3月29日までの間、譲渡、担保権の設定その他の処分が出来ないものとされております。

3 新株予約権等に関する状況

(1) 当社役員が保有する職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

(2021年12月31日現在)

	第2回新株予約権 (2016年11月22日 取締役会決議)	第4回新株予約権 (2021年9月30日 取締役会決議)
役員が保有している新株予約権の個数 (個)	126	2,550
新株予約権のうち自己新株予約権の数 (個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
役員が保有している新株予約権の目的と なる株式の数 (株)	37,800	255,000
新株予約権の行使時の払込金額 (1株当たり) (円)	242	1,000
行使に際して出資される財産の価額 (1株当たり) (円)	—	—
新株予約権の行使期間	自 2018年4月1日 至 2023年12月22日	自 2024年4月1日 至 2029年4月30日
新株予約権の行使により株式を発行する 場合の株式の発行価格及び資本組入額 (1株当たり) (円)	発行価格 245 資本組入額 123	発行価格 1,065 資本組入額 533
新株予約権の行使の条件	(注) 1	(注) 2
役員の保有者数	取締役1名 (社外取締役を除く)	取締役7名 (社外取締役を除く)
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得に ついては、当社取締役会の決議に よる承認を要するものとする。	譲渡による本新株予約権の取得に ついては、当社取締役会の決議に よる承認を要するものとする。

(注) 1. (1) 新株予約権者は、当社が金融商品取引法に基づき提出する有価証券報告書に記載された連結損益計算書において、2017年12月期から2019年12月期までのいずれかの期における営業利益が400百万円を超過した場合に限り、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権を行使することができるものとする。

なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。また、行使可能割合の計算において、各新株予約権者の行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、こ

- れを切り捨てた数とする。
- (2) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
 - (3) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
 - (4) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
 - (5) 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。
2. (1) 新株予約権者は、2023年12月期乃至2025年12月期のいずれかの事業年度の有価証券報告書に記載の連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）における経常利益が下記（i）乃至（iii）に掲げる各金額を超過した場合、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち、それぞれ定められた割合（以下、「行使可能割合」という。）までの個数を行使することができる。なお、適用される会計基準の変更等により参照すべき経常利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。また、行使可能割合の計算において、各新株予約権者の行使可能な本新株予約権の数に 1 個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。
- (i) 500百万円を超過した場合行使可能割合：割り当てられた本新株予約権の10%まで
 - (ii) 600百万円を超過した場合行使可能割合：割り当てられた本新株予約権の70%まで
 - (iii) 700百万円を超過した場合行使可能割合：割り当てられた本新株予約権の100%まで
- (2) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
 - (3) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
 - (4) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
 - (5) 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。
3. 当社は、2018年7月1日を効力発生日として、普通株式1株につき普通株式3株の割合で株式分割を行っており、当該株式分割を反映した数値を記載しております。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

	第3回新株予約権 (2016年11月22日 取締役会決議)	
新株予約権の数 (個)		216
新株予約権のうち自己新株予約権の数 (個)		—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	
新株予約権の目的となる株式の数 (株)		64,800 (注) 2
新株予約権の行使時の払込金額 (1株当たり) (円)		—
行使に際して出資される財産の価額 (1株当たり) (円)		256
新株予約権の行使期間	自 2018年12月23日 至 2023年12月22日	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式 の発行価格及び資本組入額 (1株当たり) (円)	発行価格	256
	資本組入額	128
新株予約権の行使の条件	(注) 1	
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	

- (注) 1. (1) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- (2) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- (3) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (4) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- (5) その他の権利行使条件は、当社と本新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
2. 当社は、2018年7月1日を効力発生日として、普通株式1株につき普通株式3株の割合で株式分割を行っており、当該株式分割を反映した数値を記載しております。

4 会社役員 の 状況

(1) 取締役 の 状況 (2021年12月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
取締役会長	古賀尚文	一般社団法人アジア・アフリカ20 代表理事、一般社団法人日本チャレンジゴルフツアー協会 理事長
代表取締役社長	谷 鉄也	当社 P R マーケティング本部本部長、共和ピー・アール株式会社 取締役、株式会社マンハッタンピープル 取締役、株式会社 S T ホールディングス 代表取締役、株式会社新東通信 取締役、株式会社 M's ブリッジ 取締役、上海新東通信广告有限公司 董事、クローク株式会社 取締役、メイシス株式会社 取締役、一般社団法人アジア・アフリカ20 副理事、株式会社スペース・バジル 社外取締役、株式会社 V A Z 取締役 会長
取締役	沼田英之	当社名古屋支店長、共和ピー・アール株式会社 代表取締役社長、株式会社 M's ブリッジ 代表取締役、株式会社新東通信 取締役
取締役	木村忠久	当社 P R アカウ ント本部特命担当
取締役	信澤勝之	当社コーポレート本部本部長、共和ピー・アール株式会社 監査役、株式会社マンハッタンピープル 監査役
取締役	尼崎勝司	スイート・バイジル株式会社 代表取締役会長、一般社団法人日本デジタル芸術スポーツ文化創造機構 代表理事、株式会社 R A N 代表取締役、MA メンテナンス株式会社 代表取締役、株式会社スペース・バジル 代表取締役社長
取締役	松川和正	当社 P R アカウ ント本部本部長
取締役	立花圭亮	当社 P R マーケティング本部 D X 推進室担当、株式会社 ENITIA 代表取締役、Beatrobo株式会社 代表取締役
取締役監査等委員	高橋千秋	藤田医科大学 客員教授、日本農産物輸出組合 理事長、高橋総合研究所 代表取締役
取締役監査等委員	安藤教嗣	税理士法人名南経営 理事長、株式会社名南ビジネスマッチング 代表取締役
取締役監査等委員	鈴木修	TOMORROW COMPANY INC. 代表取締役、DIMENSION株式会社 社外取締役

- (注) 1. 取締役高橋千秋氏、安藤教嗣氏、鈴木修氏は、社外取締役であります。
2. 当社は、取締役高橋千秋氏、安藤教嗣氏、鈴木修氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 監査等委員である社外取締役安藤教嗣治氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、監査委員会の職務を補助する常勤の内部監査担当者を配置しているため、常勤の監査委員の選定を行っておりません。

(2) 取締役及び監査役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月25日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次の通りです。

1. 決定方針
 - ①業績および中長期的な企業価値との連動を重視した報酬とする
 - ②説明責任の果たせる透明性、公正性を重視した報酬とする
 - ③当社役員に求められる役割と責務に見合った報酬水準及び報酬体系とする
 - ④グローバルな競争力のある優秀な人材を確保・維持できる報酬水準とする
2. 報酬決定プロセス

取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬等の額については、社外取締役を含む取締役会にて決議する

なお、当社の役員報酬等については、株主総会において決議された報酬の限度内で、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下同じ。）については取締役会の決議により決定しております。

取締役の報酬等は、各人の役位、職責等に応じた固定報酬としての基本報酬と、各連結会計年度の業績に連動した業績連動報酬及び企業価値の持続的なインセンティブとしての譲渡制限付株式報酬により構成されております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の限度額は、基本報酬については、2021年3月30日開催の定時株主総会において年額200百万円以内と決議いただいております。業績連動報酬については、2018年3月29日開催の定時株主総会において取締役の報酬枠内と決議いただいております。譲渡制限付株式報酬については、2021年3月30日開催の定時株主総会において、年額50百万円以内、年間48,000株以内と決議いただいております。ただし、社外取締役及び監査等委員である取締役については、その職務の性格から業績への連動を排除し、基本報酬のみとしております。

基本報酬及び譲渡制限付株式報酬は、社内規程の支給基準に基づき個別報酬額を作成し、取締役

会において承認しております。また、2021年12月期の役員の報酬等の額の決定過程における取締役会の活動内容につきましては、2021年3月29日開催の取締役会にて、2021年12月期に係る取締役の基本報酬の額の決定について、各取締役への基本報酬を決議しております。

業績連動報酬に係る指標は、会社業績との連動性、かつ透明性及び客観性を高めるために連結営業利益を適用しております。業績連動報酬の額は、期初の連結営業利益の目標達成度を取締役会において多面的に評価して決定した額を支給しております。また、監査等委員である取締役の報酬額については、2021年3月30日開催の定時株主総会において年額20百万円と決議いただいております。株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、監査等委員である取締役の協議により決定し、取締役会へ報告を行っております。独立性の確保の観点から業績への連動を排除し、基本報酬のみとしております。

② 当事業年度に係る報酬等の総額

区分	支給人員	支給額（百万円）			
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	総額
監査等委員を除く取締役 (うち社外取締役)	10(1) 名	96(0)	16(-)	13(-)	126(0)
監査等委員(うち社外取締役)	3(3)	8(8)	-	-	8(8)
監査役(うち社外監査役分)	3(2)	3(1)	-	-	3(1)
合 計(うち社外役員)	16(6)	107(10)	16(-)	13(-)	137(10)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、2021年3月30日開催の第57期定時株主総会において年額200百万円以内（但し、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
3. 2018年3月29日開催の第54期定時株主総会において、当社取締役（社外取締役を除く。）に対して、業績連動型の変動報酬（利益連動給与）を採用することを決議いただいております。
4. 監査役の報酬及び員数は、監査等委員会設置会社へ移行する前の期間に係る報酬です。
5. 当社は、2021年3月30日開催の第57期定時株主総会の決議により、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行しております。
6. 監査役の報酬限度額は、2002年3月27日開催の第38期定時株主総会において年額20百万円以内と決議いただいております。
7. 監査等委員の報酬限度額は、2021年3月30日開催の第57期定時株主総会において年額20百万円以内と決議いただいております。
8. 当社は、2020年3月26日開催の第56期定時株主総会決議に基づき、取締役の役員退職慰労金制度を廃止し、同総会終了後引き続き在任する取締役に対しては、役員退職慰労金制度廃止までの在任期間に対応する役員退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することを決議しております。なお、当事業年度中に退任した取締役は1名おり、その退職慰労金は2百万円です。
- また、当事業年度中における役員退職慰労金打ち切り支給予定額の残高は、取締役5名（うち、社外取締役0名）に対し11百万円となっております。
9. 上記2の取締役の報酬限度額とは別枠で、当社は、2021年3月30日開催の第56期定時株主総会に

において、取締役（社外取締役を除く。）に対する株式報酬の限度額を50百万円以内と決議いたしております。

10. 業績連動報酬に係る指標は、会社業績との連動性、かつ透明性及び客観性を高めるために連結営業利益を適用しております。業績連動報酬の額は、期初の連結営業利益の目標達成度を取締役会において多面的に評価して決定した額を支給しております。
11. 非金銭報酬等の内容は当社譲渡制限付株式報酬であり、当該株式報酬の内容及びその交付状況は2. 株式の状況に記載の通りです。

③ 社外役員が親会社及び子会社等から受けた役員報酬等の総額

該当事項はありません。

④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険により被保険者が負担することになる第三者訴訟、株主代表訴訟、会社訴訟等の損害を補填することとしております。当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社全役員であり、全ての被保険者について、株主代表訴訟保険部分の保険料92千円を除き、その保険料を当社が全額負担しております。当該保険契約の保険期間は2022年12月26日までですが、同内容による更新を予定しております。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額を限度としております。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

	他の法人等の重要な兼職の状況及び当該他の法人等との関係
取締役 高橋千秋	藤田医科大学 客員教授 同大学と当社との間に重要な取引その他の関係はありません。 日本農産物輸出組合 理事長 同組合と当社との間に重要な取引その他の関係はありません。 株式会社高橋総合研究所 代表取締役 同社と当社との間に重要な取引その他の関係はありません。
取締役 安藤教嗣	税理士法人名南経営 理事長 同事務所と当社との間に重要な取引その他の関係はありません。 株式会社名南ビジネスマッチング 代表取締役 同社と当社との間に重要な取引その他の関係はありません。
取締役 鈴木修	TOMORROW COMPANY INC. 代表取締役 同社と当社との間に重要な取引その他の関係はありません。 DIMENSION株式会社 社外取締役 同社と当社との間に重要な取引その他の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	活動状況
取締役 高橋千秋	当事業年度に開催された取締役会17回のうち16回、監査等委員会11回すべてに出席いたしました。経済産業、外交、農林水産に関する豊富な経験と知見に基づき、適宜質問をし、意見を述べております。また、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための発言を行っており、監査等委員会において、監査の方法その他監査等委員の職務の執行に関する事項について適宜、必要な発言を行っております。
取締役 安藤教嗣	2021年3月30日就任以降に開催された当事業年度に開催された取締役会13回すべて、監査等委員会11回すべてに出席いたしました。税理士の経歴からの豊富な経験と幅広い見識から、当社経営に対し専門の見地から必要に応じ、当社のコンプライアンス体制の構築・維持についての発言を行っております。また、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための発言を行っており、監査等委員会において、監査の方法その他監査等委員の職務の執行に関する事項について適宜、必要な発言を行っております。
取締役 鈴木修	2021年3月30日就任以降に開催された当事業年度に開催された取締役会13回すべて、監査等委員会11回すべてに出席いたしました。長年にわたって培われた経営者としての高度な知見と豊富な経験に基づき、適宜質問をし、意見を述べております。また、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための発言を行っており、監査等委員会において、監査の方法その他監査等委員の職務の執行に関する事項について適宜、必要な発言を行っております。

5 会計監査人の状況

(1) 名称 EY新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	25百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	25百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積もりの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、その解任の是非について十分審議を行ったうえ、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、監査等委員会は会計監査人が適格性、独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定します。取締役会は、監査等委員会の当該決定に基づき、会計監査人の解任または不再任にかかる議案を株主総会に提出いたします。

6 業務の適正を確保するための体制及び運用状況

(1) 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社グループは、すべての取締役及び使用人の法令・定款及び社会規範を遵守した行動の徹底を図るため、取締役、内部監査室長、管理部門責任者、社外の有識者で構成したガバナンス・コンプライアンス委員会を設置し、実際の活動を推進するために各部門及び各子会社にコンプライアンス推進担当者を任命する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社グループは、取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定に係る記録や各取締役が職務権限規程に基づいて決裁した文書等、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体に記録し、法令及び「文書管理規程」等に基づき、定められた期間保存する。

また、取締役及び監査等委員はそれらの文書を随時閲覧できるものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理規程により全社のリスクに関する統括責任者として代表取締役を任命し、リスク管理委員会において当社グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理する。新たに発生したリスクについてはすみやかに担当部署を定める。内部監査室が各部門及び各子会社のリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に代表取締役及びリスク管理委員会またはそれに準ずる重要会議に報告し、リスク管理委員会またはそれに準ずる重要会議において、改善策を審議・決定する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社グループは、取締役会を原則として月1回開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を行う。

業務の運営については、将来の事業環境を踏まえ各年度予算を立案し、全社的な目標を設定する。各部門及び各子会社においては、その目標達成に向け具体策を立案・実行する。

(5) 当社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

法務部門は、重要な契約については顧問弁護士のリーガルチェックを受けるなど、契約の事前審査を厳格化、充実を図る。また適時顧問弁護士の協力を得て、契約上のリスクを洗い出し、リスク管理委員会またはそれに準ずる重要会議へ報告する。

またガバナンス・コンプライアンス委員会主導の下、当社グループのコンプライアンス行動理念の実践を図るため、コンプライアンス研修を義務付け、継続的に実施し、子会社を含めた取締役及び使用人に受講を義務付ける。研修成果については、その度合いを数値化して、社内イントラネット等で必要に応じて適時公表する。

さらに当社グループのコンプライアンスの啓蒙に加え、内部通報制度に基づき社内外に設置する通報窓口と関連する社内規程の周知を目的に、通報窓口の連絡先を記載したコンプライアンスマニュアルを作成、全取締役及び使用人へ配布する。

子会社の取締役は、毎月及び臨時で開催される当社の取締役会へ出席し、当社の取締役及び監査等委員へ子会社の状況及び重要事項を報告する。

(6) 監査等委員がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

必要に応じて、監査等委員の業務補助のため監査等委員スタッフを置くこととし、その人事については、あらかじめ監査等委員の同意を必要とする。当該補助使用人は専ら監査等委員の指揮命令下に置かれる。

(7) 取締役及び使用人が監査等委員に報告をするための体制その他の監査等委員への報告に関する体制並びに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が、直接または当社・子会社の担当部署を通じて、当社の監査等委員に対して、法定の事項に加え、当社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況及びその内容をすみやかに報告する体制を整備する。

また、監査等委員は、取締役会のほか、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、部門長会議等の重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役及び使用人にその説明を求めるものとする。

監査等委員へ報告を行った当社グループの取締役及び使用人等に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。

(8) 当社の監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社グループは、監査等委員がその職務の執行について生ずる費用の前払等の請求をしたときは、当該監査等委員の職務の遂行に必要でないと思われた場合を除き、すみやかに当該費用または債務を処理する。

(9) その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員は、法律上の判断を必要とする場合は、随時顧問弁護士に専門的な立場からの助言を受け、会計監査業務については、監査契約を締結した監査法人に意見を求める等の必要な連携を図っていくこととする。

(10) 反社会的勢力排除に向けた基本方針

当社は、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切関係を持たないことを「行動規範」に定め、基本方針とする。また、必要に応じて警察、顧問弁護士等の外部の専門機関とも連携をとり、体制の強化を図るものとする。

(11) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、金融商品取引法の定めに従い、健全な内部統制環境の保持に努め、有効かつ正当な評価ができるよう内部統制システムを構築し、適正な運用に努めることにより、財務報告の信頼性と適正性を確保する。

(12) 上記の業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社グループのコーポレート・ガバナンスの充実にに向けた実施状況は次のとおりであります。

- ①取締役会を17回開催し、法令等に定められた事項や経営方針・予算の策定等経営に関する重要事実を決定し、月次の経営業績の分析・対策・評価を検討するとともに法令・定款等への適合性及び業務の適正性の観点から審議いたしました。
- ②常勤取締役会議を週1回開催し、当社グループにおける課題の共有と対応策の検討を実施いたしました。
- ③監査等委員会を11回開催し、監査方針、監査計画を協議決定し、重要な社内会議への出席、業務及び財産の状況の監査、取締役の職務執行の監査、法令・定款等への遵守について監査いたしました。
- ④財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に鑑み、策定した実施計画に基づき内部統制評価を実施

いたしました。また、決算開示資料については、取締役会に付議したのち開示を行うことにより適正性を確保いたしました。

- ⑤情報セキュリティマネジメントシステムについて、ISO/IEC 27001:2013/JIS Q 27001:2014の要求に適合している旨の更新認証を受け、個人情報を含めた会社の機密情報の管理を図りました。
- ⑥常勤取締役、内部監査室長、管理部門責任者、社外の有識者からなるガバナンス・コンプライアンス委員会を開催し、コンプライアンス研修の状況、衛生委員会の状況、残業時間を含む社員の労務環境等について情報共有と対策を検討いたしました。
- ⑦取締役及び使用人を対象に、内部者情報管理、労務管理、与信管理等についてのコンプライアンス研修を実施いたしました。

7 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定める旨を定款に定めております。

当社グループは、中期経営計画の達成に伴う事業投資や経営基盤強化を目的とした内部留保等を確保しつつ、連結業績を勘案したうえで、安定した配当を継続していくことを基本方針としておりません。

当社の剰余金の配当は、配当金の決定機関を取締役会としております。取締役会の決議によって、毎年12月31日を基準日とする期末配当及び毎年6月30日を基準日とする中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

上記の方針に基づき、当期の配当金につきましては、1株当たり14円の期末配当（連結配当性向43.0%）とすることに決定いたしました。

8 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に対する基本方針については、特に定めておりません。

連結計算書類

連結貸借対照表

(単位：千円)

科目	第58期 2021年12月31日現在	科目	第58期 2021年12月31日現在
資産の部		負債の部	
流動資産	2,985,233	流動負債	1,116,362
現金及び預金	1,942,957	支払手形及び買掛金	331,658
受取手形及び売掛金	891,026	1年以内返済予定の長期借入金	162,948
未成業務支出金	124,984	未払金	158,393
その他	37,749	未払費用	35,010
貸倒引当金	△11,483	未払法人税等	139,265
固定資産	558,839	前受金	134,273
有形固定資産	181,061	賞与引当金	67,023
建物及び構築物	101,452	株主優待引当金	17,211
土地	31,122	その他	70,578
その他	48,486	固定負債	485,791
無形固定資産	42,112	長期借入金	427,799
その他	42,112	退職給付に係る負債	14,775
投資その他の資産	335,665	役員退職慰労引当金	31,583
投資有価証券	105,094	その他	11,633
関係会社株式	23,516	負債合計	1,602,154
敷金及び保証金	137,768	純資産の部	
保険積立金	8,302	株主資本	1,888,365
繰延税金資産	21,769	資本金	537,269
退職給付に係る資産	38,861	資本剰余金	492,367
破産更生債権等	134,847	利益剰余金	993,552
その他	352	自己株式	△134,823
貸倒引当金	△134,847	その他の包括利益累計額	32,992
資産合計	3,544,072	その他有価証券評価差額金	35,341
		退職給付に係る調整累計額	△2,348
		新株予約権	20,560
		純資産合計	1,941,918
		負債純資産合計	3,544,072

(注) 記載の金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(単位：千円)

科目	第58期 2021年1月1日から 2021年12月31日まで
売上高	5,609,621
売上原価	2,613,937
売上総利益	2,995,684
販売費及び一般管理費	2,614,198
営業利益	381,485
営業外収益	18,325
受取利息	46
受取配当金	394
受取賃貸料	7,622
為替差益	4,859
助成金収入	2,765
持分法による投資利益	1,783
その他	853
営業外費用	7,580
支払利息	2,786
売上割引	870
不動産賃貸費用	3,886
その他	36
経常利益	392,230
特別損失	104,311
固定資産除却損	3,788
投資有価証券評価損	26,845
関係会社株式評価損	58,706
本社移転費用	14,972
税金等調整前当期純利益	287,919
法人税、住民税及び事業税	145,095
法人税等調整額	10,876
当期純利益	131,947
親会社株主に帰属する当期純利益	131,947

(注) 記載の金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書 (2021年1月1日から2021年12月31日まで) (単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	511,789	462,231	908,969	△94,233	1,788,757
当連結会計年度変動額					
新株の発行	25,479	25,479			50,959
剰余金の配当			△47,365		△47,365
親会社株主に帰属する当期純利益			131,947		131,947
自己株式の取得				△54,828	△54,828
譲渡制限付株式報酬		4,657		14,237	18,894
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)					
当連結会計年度変動額合計	25,479	30,136	84,582	△40,590	99,607
当連結会計年度末残高	537,269	492,367	993,552	△134,823	1,888,365

	その他の包括利益累計額			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額		
当連結会計年度期首残高	29,000	△11,093	17,907	7,240	1,813,904
当連結会計年度変動額					
新株の発行					50,959
剰余金の配当					△47,365
親会社株主に帰属する当期純利益					131,947
自己株式の取得					△54,828
譲渡制限付株式報酬					18,894
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)	6,341	8,744	15,085	13,320	28,406
当連結会計年度変動額合計	6,341	8,744	15,085	13,320	128,013
当連結会計年度末残高	35,341	△2,348	32,992	20,560	1,941,918

(注) 記載の金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 3社
- ・主要な連結子会社の名称 共和ピー・アール株式会社
株式会社マンハッタンピープル
株式会社アティカス（株式会社マンハッタンピープルの完全子会社、当社孫会社）
- ・連結の範囲の変更 ございません。

(2) 持分法の適用に関する事項

- ・持分法適用の関連会社数 2社
株式会社スペース・バジル
株式会社アーツエイハン
- ・主要な会社等の名称
- ・持分法非適用の関連会社数 1社
株式会社VAZ
- ・主要な会社等の名称 株式会社VAZについては、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等から見て、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体として重要性が乏しいため、持分法の適用の範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

- イ. 関係会社株式
 - ・関係会社株式 移動平均法による原価法
- ロ. その他有価証券
 - ・時価のあるもの 連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - ・時価のないもの 移動平均法による原価法

- 八. たな卸資産
 ・ 未成業務支出金 個別法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げ）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び連結子会社は定率法によっております。
 ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	6年～47年
工具、器具及び備品	4年～15年

ロ. 無形固定資産

- ・ 自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

ハ. リース資産

- ・ 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権等の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 株主優待引当金

株主優待制度に基づく費用の発生に備えるため、翌連結会計年度において発生すると見込まれる額を計上しております。

ハ. 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、賞与支給が見込まれる額を当連結会計年度に計上しております。

ニ. 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支払に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末支給見込額を計上しております。

④ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、5年間の均等償却を行っております。

⑤ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により

按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により費用処理しております。

- ③ 未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理方法
未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。
- (2) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務については、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
- (3) 消費税等の会計処理
税抜方式によっております。

2. 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

3. 重要な会計上の見積りに関する注記

(1) 繰延税金資産の回収可能性

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産（純額） 21,769千円

このうち、当社個別で9,266千円（繰延税金負債と相殺前の金額37,776千円）を計上しております。

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

(1) 算出方法

繰延税金資産は、将来減算一時差異が、将来の課税所得の見積額及び将来加算一時差異の解消見込額と相殺され、税金負担額を軽減することができると認められる範囲内で計上し、繰延税金資産の回収可能性は、将来の課税所得、タックス・プランニング及び将来加算一時差異の解消スケジュール等に基づき判断しております。具体的には、共同ピーアール株式会社の将来の事業計画を基礎とし、将来課税所得見積額に基づき、回収が見込まれる金額を繰延税金資産として計上しております。

(2) 主要な仮定

繰延税金資産の回収可能性は、将来の課税所得の見積りに基づいており、そこでの重要な仮定は、主に共同ピーアール株式会社のPR事業の将来の受注予測等になります。

PR事業の将来の受注予測等については、過去の受注実績の推移及び現在の経営環境等を勘案した仮定に基づいております。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

重要な仮定である共同ピーアール株式会社のPR事業の将来の受注予測等は、顧客企業のPR活動が経済環境の影響により調整されやすいことから見積りの不確実性が高く、売上高が変動することに伴い、課税所得の見積額が変動することにより、繰延税金資産の回収可能性の判断に重要な影響を与えるリスクがあります。

また、新型コロナウイルス感染症の収束時期を予測することは困難ですが、翌連結会計年度の一定期間にわたり、新型コロナウイルス感染症による業績への影響を受けつつも、一定のPR需要を見込めるものと仮定し、繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りを行っております。しかしながら、新型コロナウイルス感染症拡大や収束による影響は不確定要素が多く、将来における財政状態、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

4. 未適用の会計基準等に関する注記

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日)

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022年12月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による影響額は算定中であります

5. 表示方法の変更に関する注記

(1) 「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当連結会計年度の年度末に係る連結計算書類から適用し、連結計算書類に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

6. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産

定期預金	4,513千円
------	---------

上記担保資産に対応する債務はありません。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額	111,567千円
--------------------	-----------

7. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 4,323,696株

(注) 新株予約権の権利行使により、発行済株式の総数が201,900株増加しております。

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年2月12日 取締役会	普通株式	利益剰余金	47,365	12.00	2020年12月31日	2021年3月31日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年2月14日 取締役会	普通株式	利益剰余金	57,566	14.00	2021年12月31日	2022年3月30日

(3) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 64,800株

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については、安全性の高い金融資産により運用しております。また、資金調達については、自己資金により充当しておりますが、短期的な運転資金が必要となる場合には銀行借入により調達しております。デリバティブ取引等の投機的な取引は行っておりません。

②金融商品の内容及びそのリスクならびにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しましては、与信管理規程の遵守によりリスク低減を図っております。また、コーポレート本部財務経理部が、顧客毎の営業債権回収状況を管理し、回収遅延債権については速やかに営業担当に報告、注意喚起をし、営業債権の早期回収に取り組んでおります。

投資有価証券は、取引先企業との業務に関連する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。上場株式については定期的に時価の把握を行っております。

敷金及び保証金は、貸主に対し差入れているものであり、当該貸主の信用リスクに晒されております。また、契約締結前に貸主の信用調査を行っております。

営業債務である支払手形及び買掛金、未払金、未払費用は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

借入金は、主に営業取引に係る資金調達であり、金利の変動リスクに晒されております。

また、営業債務である支払手形及び買掛金、未払金、未払費用は、流動性リスクに晒されておりますが、四半期毎に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

③金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2021年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注2）をご参照ください）。

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	1,942,957 千円	1,942,957 千円	－ 千円
(2) 受取手形及び売掛金	879,542	879,542	－
(3) 投資有価証券	96,928	96,928	－
(4) 敷金及び保証金	2,310	2,310	－
資 産 計	2,921,738	2,921,738	－
(1) 支払手形及び買掛金	331,658	331,658	－
(2) 未 払 金	158,393	158,393	－
(3) 未 払 費 用	35,010	35,010	－
(4) 長期借入金 （1年以内返済予定を含む）	590,747	585,482	△5,264
負 債 計	1,115,809	1,110,545	△5,264

※受取手形及び売掛金は貸倒引当金控除後の金額を記載しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資産

(1)現金及び預金、(2)受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3)投資有価証券

これらの時価については、取引所の価格によっております。

(4)敷金及び保証金

これらは短期間で回収可能なものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1)支払手形及び買掛金、(2)未払金、(3)未払費用

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4)長期借入金（1年以内返済予定を含む）

長期借入金の時価は、元金利率の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。ただし、変動金利による長期借入金については、金利が一定期間ごとに更改される条件となっているため、時価は帳簿価格にほぼ等しいことから、当該帳簿価格によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区 分	連結貸借対照表計上額
非 上 場 株 式※ 1	8,166 千円
敷金及び保証金※ 2	135,458

(※1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「資産(3)投資有価証券」には含めておりません。

(※2) 敷金及び保証金のうち、将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、「資産(4)敷金及び保証金」には含めておりません。

(注3) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1 年 内	1 年 超 5 年 内	5 年 超 1 0 年 内	1 0 年 超
預 金	1,941,701 千円	－ 千円	－ 千円	－ 千円
受 取 手 形	44,492	－	－	－
売 掛 金	835,050	－	－	－
敷金及び保証金	2,310	－	－	－
合 計	2,823,554	－	－	－

※敷金及び保証金の一部については、回収時期を合理的に見込むことができないため、上記には記載しておりません。

(注4) 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

	1 年 内	1 年 超 2 年 内	2 年 超 3 年 内	3 年 超 4 年 内	4 年 超 5 年 内	5 年 超
長期借入金	162,948千円	113,168千円	98,820千円	69,144千円	50,223千円	96,444千円
合 計	162,948	113,168	98,820	69,144	50,223	96,444

9. 賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産に関する注記は、重要性が乏しいため記載を省略しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|-----------------|---------|
| (1) 1株当たりの純資産額 | 467円27銭 |
| (2) 1株当たりの当期純利益 | 32円53銭 |

11. 重要な後発事象に関する注記

(株式取得による子会社化)

当社は、2021年12月23日開催の取締役会において、当社と複数企業との間において、株式会社VAZ（以下「VAZ社」といいます。）の株式を追加取得することを決議し、同日付で株式譲渡契約を締結しました。その後、2022年1月14日をもって株式譲渡実行を完了したため、同社を連結子会社化いたしました。

(1)株式の取得の理由

当社は、近年多様化するPR業務において、マーケティングPR業務や、SNS・YouTube等を活用したPR業務が増加傾向にあります。そのような中、クリエイターを活用したPRや動画を使ったPR等、様々なPR業務を受託することが多くなってきており、すでに業務提携を行っているVAZ社との更なる連携強化を進めるため、VAZ社の株式を既存の株主より追加取得し、連結子会社化することといたしました。当社は、インフルエンサーマーケティング事業や当社の課題となっている若年層向けマーケティングに特化しており、実績を豊富に有しております。同社を連結子会社化することは、当社グループの事業の更なる強化に加え、インフルエンサーマーケティング事業や動画PR業務の展開に大きく寄与するものと考え、この度の株式取得を決定いたしました。

(2)子会社化の方法

現金を対価とする株式取得

(3)異動する子会社（VAZ社）の概要

名称	株式会社VAZ
所在地	東京都中央区日本橋浜町 3-23-1 ACN日本橋リバーサイドビル 6F
代表者の役職・氏名	代表取締役社長 小松 裕介
設立年月日	2015年7月22日
事業内容	インフルエンサーマーケティング事業、メディア事業
資本金	100,000,000 円

(4)株式取得の時期

2022年1月14日

(5)取得前後の持分所有割合の状況

異動前の所有株式数	600株（持分割合 3.66%）
取得株式数	5,991株
取得価額	取得価額につきましては、当社グループ連結純資産の15%未満であります。詳細につきましては相手先の意向により非開示とさせていただきますが、公平性・妥当性を確保するため、第三者算定機関による株式価値の算定結果を総合的に勘案して決定しております。
異動後の所有株式数	6,591株（持分割合 40.19%）

(6)発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

現時点では確定しておりません。

(7)企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳現時点では確定しておりません。

12. その他の注記

該当事項はありません。

計算書類

貸借対照表

(単位：千円)

科目	第58期 2021年12月31日現在	科目	第58期 2021年12月31日現在
資産の部		負債の部	
流動資産	2,205,862	流動負債	962,912
現金及び預金	1,315,783	買掛金	274,987
受取手形	44,602	1年以内返済予定の長期借入金	157,056
売掛金	709,317	未払金	155,359
未成業務支出金	113,735	未払費用	10,797
前渡金	3,218	未払消費税等	21,926
前払費用	18,184	未払法人税等	107,915
その他	12,319	前受金	114,181
貸倒引当金	△11,298	預り金	34,564
固定資産	595,118	賞与引当金	67,023
有形固定資産	180,945	株主優待引当金	17,211
建物	101,452	その他	1,887
工具、器具及び備品	44,705	固定負債	243,260
土地	31,122	長期借入金	231,627
その他	3,664	その他	11,633
無形固定資産	42,112	負債合計	1,206,172
ソフトウェア	36,177	純資産の部	
電話加入権	1,977	株主資本	1,538,906
その他	3,957	資本金	537,269
投資その他の資産	372,060	資本剰余金	492,367
投資有価証券	105,094	資本準備金	478,024
関係会社株式	77,664	その他資本剰余金	14,343
破産更生債権等	134,060	利益剰余金	644,093
敷金及び保証金	137,768	利益準備金	13,500
前払年金費用	42,245	その他利益剰余金	630,593
繰延税金資産	9,266	別途積立金	150,000
その他	20	繰越利益剰余金	480,593
貸倒引当金	△134,060	自己株式	△134,823
資産合計	2,800,981	評価・換算差額等	35,341
		その他有価証券評価差額金	35,341
		新株予約権	20,560
		純資産合計	1,594,808
		負債・純資産合計	2,800,981

(注) 記載の金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(単位：千円)

科目	第58期 2021年1月1日から 2021年12月31日まで
売上高	4,645,380
売上原価	2,145,867
売上総利益	2,499,512
販売費及び一般管理費	2,170,617
営業利益	328,894
営業外収益	16,353
受取利息	12
受取配当金	393
受取賃貸料	7,622
為替差益	4,859
経営指導料	2,800
その他	665
営業外費用	7,064
支払利息	2,306
不動産賃貸費用	3,886
売上割引	870
経常利益	338,183
特別損失	101,300
固定資産除却損	777
投資有価証券評価損	26,845
関係会社株式評価損	58,706
本社移転費用	14,972
税引前当期純利益	236,882
法人税、住民税及び事業税	107,548
法人税等調整額	13,850
当期純利益	115,483

(注) 記載の金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (2021年1月1日から2021年12月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 別途積立金	繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	511,789	452,544	9,686	462,231	13,500	150,000	412,474	575,974	△94,233	1,455,762
事業年度中の変動額										
新株の発行	25,479	25,479		25,479						50,959
剰余金の配当							△47,365	△47,365		△47,365
当期純利益							115,483	115,483		115,483
自己株式の取得									△54,828	△54,828
譲渡制限付株式報酬			4,657	4,657					14,237	18,894
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)										
事業年度中の変動額合計	25,479	25,479	4,657	30,136	-	-	68,118	68,118	△40,590	83,144
当期末残高	537,269	478,024	14,343	492,367	13,500	150,000	480,593	644,093	△134,823	1,538,906

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	29,000	29,000	7,240	1,492,002
事業年度中の変動額				
新株の発行				50,959
剰余金の配当				△47,365
当期純利益				115,483
自己株式の取得				△54,828
譲渡制限付株式報酬				18,894
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	6,341	6,341	13,320	19,661
事業年度中の変動額合計	6,341	6,341	13,320	102,805
当期末残高	35,341	35,341	20,560	1,594,808

(注) 記載の金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

- ① 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法
- ② その他有価証券
 - ・ 時価のあるもの 事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - ・ 時価のないもの 移動平均法による原価法
- ③ たな卸資産
 - ・ 未成業務支出金 個別法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げ）

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産（リース資産を除く）
 - 定率法によっております。ただし、1998年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。
- ② 無形固定資産
 - ・ 自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
- ③ リース資産
 - ・ 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 - リース期間を耐用年数として、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金
 - 債権等の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 株主優待引当金
 - 株主優待制度に基づく費用の発生に備えるため、翌事業年度において発生すると見込まれる額を計上しております。
- ③ 退職給付引当金
 - 従業員の退職金の支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、年金資産の額が退職給付債務に未認識数理計算上の差異を加減した額を超過している場合は、前払年金費用に計上しております。
 - 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
 - 過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により費用処理しております。
 - 数理計算上の差異は、発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異の貸借対照表における取扱いが、連結貸借対照表と異なります。

④賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、賞与支給が見込まれる額を当事業年度に計上しております。

(4) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、5年間の均等償却を行っております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる事項

消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2. 重要な会計上の見積りに関する注記

(1) 繰延税金資産の回収可能性

1. 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産（純額） 9,266千円

繰延税金資産（繰延税金負債との相殺前） 37,776千円

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結計算書類「[注記事項]（重要な会計上の見積り）1.繰延税金資産の回収可能性」と同一のため、記載を省略しております。

3. 表示方法の変更に関する注記

(1) 「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当事業年度の年度末に係る計算書類から適用し、計算書類に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

定期預金 4,513千円

上記担保資産に対応する債務はありません。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 104,678千円

(3) 関係会社に対する金銭債権・金銭債務は次のとおりであります。

短期金銭債権 22,670千円

短期金銭債務 48,928千円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引

関係会社との売上高 151,017千円
 関係会社からの仕入高 243,459千円

営業取引以外

29,277千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記**自己株式の種類及び株式数に関する事項**

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	174,711株	54,900株	17,775株	211,836株

(注) 自己株式の数の増加は、取締役会決議による自己株式の取得54,900株による増加であります。

自己株式の数の減少は、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分17,775株による減少であります。

7. 税効果会計に関する注記**繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳****繰延税金資産**

未払事業税・事業所税 9,000千円
 貸倒引当金 44,479
 賞与引当金 20,509
 投資有価証券評価損 53,364
 減損損失 1,844
 資産除去債務 394
 株式報酬費用 10,649
 その他 11,263

繰延税金資産 小計 151,505

評価性引当額 △113,728

繰延税金資産 合計 37,776

繰延税金負債

退職給付に係る資産 △12,927

その他有価証券評価差額金 △15,582

繰延税金負債 合計 △28,509

繰延税金資産の純額 9,266

8. 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たりの純資産額	382円86銭
(2) 1株当たりの当期純利益	28円47銭

10. 重要な後発事象に関する注記

連結注記表に記載の通りのため記載を省略しております。

11. その他の注記

該当事項はありません。

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年2月24日

共同ピーアール株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	石田大輔
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	白取一仁

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、共同ピーアール株式会社の2021年1月1日から2021年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、共同ピーアール株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年2月24日

共同ピーアール株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員	公認会計士	石田大輔
業務執行社員		
指定有限責任社員	公認会計士	白取一仁
業務執行社員		

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、共同ピーアール株式会社の2021年1月1日から2021年12月31日までの第58期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年1月1日から2021年12月31日までの第58期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査等委員が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査等委員及び監査等委員会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査等委員会は、監査の方針、職務の分担等監査計画を定め、各監査等委員から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査等委員は、監査等委員会が定めた監査等委員監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日 企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年2月24日

共同ピーアール株式会社 監査等委員会

社外取締役
監査等委員 高橋千秋 ㊞

社外取締役
監査等委員 安藤教嗣 ㊞

社外取締役
監査等委員 鈴木修 ㊞

以上

株主総会参考書類

第1号議案

定款一部変更の件

1. 提案の理由

(1) 当社は、昨今の新型コロナウイルス等の感染症拡大や、天災地変等の有事が発生し、株主総会の開催に大きく影響がある場合を想定し、株主様の健康や安全に配慮し株主総会を開催するべく、取締役会が判断したときには、場所の定めのない株主総会を開催することができるよう、定款の変更を行うものであります。

(2) 電子提供制度の創設に関する改正法に関しまして2022年度中の施行が予定されていることから、株主の皆様への書面交付請求手続きを考慮し、電子提供制度に関する規定の新設等の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更内容は以下のとおりであります。(下線部分に変更箇所を示しております。)なお、本議案にかかる定款変更は、本総会の終結後、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けた場合に、効力を生じるものとします。

(下線部分に変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
第1章 総則	第1章 総則
第1条～第13条 <条文省略> (招集地)	第1条～第13条 <現行どおり> (招集地)
第14条 当会社の株主総会は、東京都区内で開催する。 <新設>	第14条 当会社の株主総会は、東京都区内で開催する。 ②当会社の株主総会は、 <u>取締役会が判断したときには、場所の定めのない株主総会とすることができる。</u>
第15条 <条文省略>	第15条 <現行どおり>

現行定款	変更案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p style="text-align: center;"><新設></p> <p>第17条～第46条 <条文省略></p> <p>附則 第1条 <条文省略></p>	<p style="text-align: center;"><削除></p> <p>(株主総会参考書類等の電子提供措置)</p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>② 当社は、電子提供措置事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、書面の交付を請求した株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</p> <p>第17条～第46条 <現行どおり></p> <p>附則 第1条 <現行どおり></p>

現行定款	変更案
<p><新設></p>	<p>(株主総会参考書類等の電子提供制度に関する経過措置)</p> <p><u>第2条</u></p> <p>①変更前定款第16条の規定の削除および変更後定款第16条の規定の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに定める施行日（以下、「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。</p> <p>②施行日から次の定めを有するものとする。</p> <p>・当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>なお、本定めは、施行日から6か月を経過した日、もしくは施行日から6か月以内に開催する最後の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日まで、効力を有するものとする。</p> <p>③本条は、前項で定めるいずれか遅い日をもってこれを削除する。</p>

第2号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件

現在の取締役全員（8名）は定款変更の効力発生時をもって任期満了により退任となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）9名の選任をお願いするものであります。

なお、取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	当社株式所有数
1	こがひさふみ 古賀尚文 (1947年10月4日生)	1971年4月 一般社団法人共同通信社入社 1998年7月 同社会部長 2004年9月 同業務局長 2007年6月 同常務理事経営本部長兼社長室長 2010年6月 株式会社共同通信社代表取締役専務 2011年6月 同社代表取締役社長 2014年6月 同社常勤相談役 2016年3月 当社取締役会長（現任） 〔重要な兼職の状況〕 一般社団法人アジア・アフリカ20代表理事、一般社団法人チャレンジゴルフツアー協会 理事長	49,388株
2	たに 谷 (1970年9月3日生)	2001年9月 株式会社新東通信入社 2005年9月 同社取締役執行役員 2013年9月 同社代表取締役社長 2015年3月 当社取締役 2015年8月 当社代表取締役社長（現任） 2015年8月 株式会社新東通信取締役（現任） 2017年1月 当社PRアカウント本部本部長 2021年1月 当社PRマーケティング本部本部長（現任） 〔重要な兼職の状況〕 共和ピー・アール株式会社取締役、株式会社マンハッタンピープル 取締役、株式会社STホールディングス 代表取締役、株式会社新東通信 取締役、株式会社M'sブリッジ 取締役、上海新東通信広告有限公司 董事、クローク株式会社 取締役、メイシス株式会社 取締役、一般社団法人アジア・アフリカ20 副理事、株式会社スペース・バジル 社外取締役、株式会社VAZ 代表取締役社長	118,488株

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	当社株式所有数
3	ぬま た ひで ゆき 沼田英之 (1959年1月24日生)	1981年4月 株式会社新東通信入社 2005年9月 同社取締役常務執行役員 2012年9月 同社取締役 (現任) 2015年3月 当社取締役 (現任) 2015年3月 当社取締役副社長 2015年11月 共和ピー・アール株式会社代表取締役社長 (現任) 2017年1月 当社PRアカウント本部副本部長 2021年4月 当社名古屋支店支店長 (現任) [重要な兼職の状況] 共和ピー・アール株式会社 代表取締役社長、株式会社新東通信 取締役、株式会社M'sブリッジ 代表取締役	25,195株

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	当社株式所有数
4	き むら ただ ひさ 木村忠久 (1964年4月25日生)	1986年4月 日本航空開発株式会社入社 1990年4月 株式会社サザレコーポレーション入社 1991年9月 当社入社 2002年9月 当社部長 (チーム長) 2004年1月 当社第1業務局長 2004年5月 当社執行役員 2010年3月 当社取締役 2011年12月 当社取締役辞任 2012年4月 当社執行役員 2013年4月 当社専務執行役員 2013年4月 当社業務本部長 2014年3月 当社取締役 (現任) 2017年1月 当社PRアカウント本部特命担当役員 (現任) [重要な兼職の状況] 該当事項はありません	24,507株

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	当社株式所有数
5	のぶ さわ かつ ゆき 信 澤 勝 之 (1975年3月26日生)	<p>1997年4月 日立ソフトウェアエンジニアリング株式会社 (現 株式会社日立ソリューションズ) 入社</p> <p>2007年8月 株式会社ジオブレイン入社</p> <p>2009年6月 同社経営企画室長</p> <p>2012年4月 当社取締役</p> <p>2014年3月 当社取締役退任</p> <p>2014年4月 株式会社ジオブレイン経営企画室長</p> <p>2015年9月 プロジック株式会社取締役</p> <p>2019年1月 同社取締役退任</p> <p>2019年2月 当社入社 当社経営戦略部部長</p> <p>2019年3月 当社取締役 (現任)</p> <p>2019年4月 当社コーポレート本部副本部長</p> <p>2021年2月 共和ピー・アール株式会社監査役 (現任)</p> <p>2021年2月 株式会社マンハッタンピープル監査役 (現任)</p> <p>2021年4月 当社コーポレート本部副本部長 (現任)</p> <p>〔重要な兼職の状況〕 共和ピー・アール株式会社 監査役、株式会社マンハッタンピープル 監査役、株式会社VAZ 取締役</p>	7,007株

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	当社株式所有数
6	あま ざき かつ じ 尼 崎 勝 司 (1950年5月3日生)	<p>1973年4月 大成建設株式会社入社</p> <p>1988年10月 株式会社パドウドゥ (現 スイート・ベイジル株式会社) 代表取締役会長 (現任)</p> <p>2017年2月 一般社団法人日本デジタル芸術スポーツ文化創造機構 代表理事 (現任)</p> <p>2018年3月 当社社外取締役</p> <p>2020年3月 当社取締役 (現任)</p> <p>〔重要な兼職の状況〕 スイート・ベイジル株式会社 代表取締役会長、一般社団法人日本デジタル芸術スポーツ文化創造機構 代表理事、株式会社RAN 代表取締役、MAメンテナンス株式会社 代表取締役、株式会社スペース・バジル 代表取締役社長</p>	0株

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	当社株式所有数
7	まつ かわ かず まさ 松川和正 (1966年5月2日生)	1990年9月 株式会社新東通信入社 2006年9月 同社営業局長 2010年9月 同社執行役員 営業局長 2011年9月 同社執行役員 東京本社副代表 2014年9月 同社執行役員 東京本社副代表 営業本部長 2020年9月 同社執行役員 東京本社副代表 2021年3月 当社取締役 (現任) 2021年4月 当社PRアカウント本部本部長 (現任) 〔重要な兼職の状況〕 該当事項はありません	1,997株

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	当社株式所有数
8	たち ばな けい すけ 立花圭亮 (1973年12月24日生)	1999年4月 藤和不動産株式会社入社 (現三菱地所株式会社) 2003年4月 アデコ株式会社入社 2006年1月 インタースペース株式会社入社 2012年10月 同社営業本部営業開発部長 2013年10月 同社エリアマーケティング部部长 2018年4月 株式会社ENITIA 代表取締役 (現任) 2019年1月 Beatrobo株式会社 代表取締役 (現任) 2021年3月 当社取締役 (現任) 〔重要な兼職の状況〕 株式会社ENITIA 代表取締役、Beatrobo株式会社 代表取締役	1,997株

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	当社株式所有数
9	※ いけ だ まさ と 池田雅人 (1972年5月23日生)	1994年4月 株式会社アスティオン 入社 1995年4月 株式会社サンプロモーション 入社 1996年10月 株式会社新東通信 入社 2011年9月 同社 第二営業局局长 2014年9月 同社 事業開発室室長 2020年9月 同社 第三営業局局长 兼 事業開発室室長 2021年9月 I K E D A O F F I C E 設立 (現任) 〔重要な兼職の状況〕 該当事項はありません	0株

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 本議案が原案どおり承認可決され、古賀尚文氏、谷鉄也氏、沼田英之氏、木村忠久氏、信澤勝之氏、尼崎勝司氏、立花圭亮氏、松川和正氏、池田雅人氏が取締役に選任された場合、古賀尚文氏、谷鉄也氏、沼田英之氏、木村忠久氏、信澤勝之氏、立花圭亮氏、松川和正氏は常勤取締役、尼崎勝司氏、池田雅人氏は非常勤取締役となる予定であります。
4. 当社は、会社法第430条の3に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険により被保険者が負担することになる第三者訴訟、株主代表訴訟、会社訴訟等の損害を補填することとしております。当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社全役員であり、全ての被保険者について、株主代表訴訟保険部分の保険料92千円を除き、その保険料を当社が全額負担しております。なお、各氏が再任又は選任された場合には引き続き当該保険契約の被保険者となる予定です。当該保険契約の保険期間は2022年12月26日までですが、更新することを予定しております。

【ご参考】第2号議案が承認されたのちの取締役を求める専門性及び知識

氏名	当社における地位	経営経験	セールスマーケティング	事業開発	コミュニケーションPRコンサルティング	財務会計M&A	法務	IR/PR	人事労務	DX IT デジタル	コンプライアンス リスク管理
古賀 尚文	取締役会長	●	●		●						
谷 鉄也	代表取締役社長	●	●	●	●	●		●			●
沼田 英之	取締役		●		●						
木村 忠久	取締役		●		●						
信澤 勝之	取締役					●	●	●	●	●	●
松川 和正	取締役		●	●	●			●			
立花 圭亮	取締役		●	●	●					●	
尼崎 勝司	取締役	●	●	●							
池田 雅人	取締役		●	●	●						
高橋 千秋	社外取締役 監査等委員										●
安藤 教嗣	社外取締役 監査等委員					●					●
鈴木 修	社外取締役 監査等委員			●					●	●	●

第3号議案**会計監査人変更の件**

当社の会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人は、本総会終結の時をもって任期満了により退任となりますので、監査等委員会の決議に基づき新たに会計監査人の選任をお願いするものであります。

当社の監査等委員会が東陽監査法人を会計監査人候補とした理由は、当社グループの事業規模に見合った、会計監査人としての専門性・独立性・品質管理体制等の観点より当社の会計監査が適正に行われることを確保する体制であることから、適任と判断したものであります。

会計監査人候補者は次のとおりであります。

名称	東陽監査法人
主たる事務所の所在地	東京都千代田区神田美土代町7番地
沿革	1971年1月 監査法人日東監査事務所を設立 1981年11月 虎ノ門共同事務所との統合を機に東陽監査法人に名称を変更、大阪事務所、名古屋事務所を設置 2005年1月 監査法人西村会計事務所と合併 2006年10月 東都監査法人と合併 2018年7月 Crowe Globalへ加入
概要	代表社員 8名 社員 57名 公認会計士 209名 新試験合格者・会計士補 58名 その他の専門職員 26名 事務職員 24名 合計 382名

以上

メ モ

A series of 18 horizontal dashed lines, evenly spaced, extending across the width of the page, providing a template for handwriting practice.

株主総会会場ご案内図

会場：東京都千代田区丸の内三丁目5番1号
東京国際フォーラム ホールD5

(昨年と開催場所が異なっております。ご来場の際は、お間違いがないようご注意ください。)



交通	JR線	有楽町駅	国際フォーラム口	徒歩約3分
	有楽町線	有楽町駅	D5出口(地下1階にて連絡)	徒歩約3分
	JR線	東京駅	丸の内南口	徒歩約5分
	京葉線	東京駅	4番出口(地下1階にて連絡)	直結

※ ご来場の際は公共交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。